

令和7年度第1回 経営発展支援事業の要望調査について

次世代を担う農業者となることを目指し、新規就農される方
に対して、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等
の導入の取組を支援します。

注) 当事業は国予算の範囲内において計画等を審査のうえ採択されます。
要件を満たしていても**必ず支援が受けられるとは限りません。**

①対象者

●主な要件は以下のとおりです（要件のすべてを満たす必要があります）

- ① **独立・自営就農(※1)**時の年齢が、原則**49歳以下**であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
- ② **事業実施の年度または前年度に経営を開始(※2)**し、農地の権利を有する等の内容を満たす**独立・自営就農をしているまたはすること**。
- ③ **認定新規就農者(※3)**であること。
- ④ **農業経営を継承する場合は**、継承する経営に従事してから**5年以内に継承し**、かつ継承する経営を発展させる計画（所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、または生産コスト10%減）を立てること。
- ⑤ **目標地図に位置付けられている**、もしくは位置付けられることが確実と見込まれる、または**農地中間管理機構から農地を借り受けていること**。
- ⑥ 経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金および経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと。
- ⑦ 自己負担分について、**融資を受けていること**。（青年等就農資金を活用可）

(※1)独立・自営就農 → 以下のア～オをすべて満たすこと

ア 農地の所有権または利用権を有していること

イ 主要な農業機械・施設を所有または借りていること

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること

エ 農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳および帳簿で管理すること

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

(※2)経営を開始 → 原則、①農地の取得時期、②主要な資産の取得時期、③本人名義の取引開始時期のうち、最も早い時期を経営開始時期とする

(※3)認定新規就農者 → 就農地のある市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた者

②補助対象経費

- 対象となる事業内容は以下のとおりです

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

- 事業内容の主な要件は以下のとおりです

- ① 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ② 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、中古機械および中古施設にあっては、中古耐用年数が2年以上のものであること。
- ③ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ④ あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること（単純更新等でないこと）。
- ⑤ 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。（家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く）
- ⑥ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ⑦ 他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。

等

③県事業の補助率

- 新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱に定める補助率は以下のとおりです

補助対象事業費：上限500万円

補助率：3/4以内（国1/2以内、県1/4以内、本人1/4以上）

補助額：上限375万円（最大で国250万円、県125万円）

※夫婦で共同経営する場合は、補助対象事業費：上限750万円、補助額：上限562.5万円

※複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合は、青年就農者1人に対し、補助対象事業費：上限500万円

④要望調査時点必要書類

- 導入希望の機械等の見積書およびカタログ（最低1社以上）

- 青年等就農計画および収支計画

※認定がまだの場合は案段階でも可。

※ただし、国からの内報後、本事業の承認申請時までには認定を受けること。

- 国ポイントの根拠資料（すでに作成している場合は、家族経営協定書の写し、農業版BCP等、未作成の場合は本事業の承認申請時までには作成すること。）

- 国ポイントのうち、成果目標として行う項目（No.3,4,7,8および9）については、現状値を確認できる資料とあわせて目標設定の根拠資料（申告書や決算書、雇用契約書、農家台帳、法人の場合は定款および登記事項証明書等）

【参考】ポイント制（取組に応じた事業採択方式）

I. 国ポイント項目

応募される **新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分**の対象とします。
ポイントは9点以上取得できなければ申請することはできません。

No.		ポイント
(共通ポイント)		
1 研修	① 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
	② 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{*1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
3 経営管理の 合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
	② ①に加え、青色申告を実施する	2
	③ ②に加え、GAP認証等 ^{*2} を取得する	3
4 所得	① 所得目標 ^{*3} が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
	③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	① 家族経営協定のうち必須項目について書面で締結している ^{*4}	1
	② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している	1
7	データを活用した農業を実践する	1
8	農業経営を法人化する	1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける ^{*5}	1
(共通ポイント)		
10	県加算ポイント	Ⅱへ

・成果目標として行う項目（No.3,4,7,8および9）については、**事業実施年度の4年後の年度までに行う。**

- ※ 1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」
- ※ 2 JGAP、ASIAGAPまたはGLOBALG.A.P.の認証を取得する。
- ※ 3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。
- ※ 4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。
- ※ 5 みどりの食料システム法とは、「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」をいう。

II. 県加算ポイント

県は、上記 I. 共通ポイントNo.1～9の合計ポイントに加え、下表の県加算ポイントを付与します。

区分	項目	ポイント
就農形態 (いずれか1つを選択)	①非農家出身の新規参入者	6
	②親の農業経営とは別に新たな部門を開始する者	4
	③親の経営の全部または一部を継承し、農業経営を開始する者のうち、新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者	2

※県加算ポイントは、あらかじめ決まっている県持ち分ポイントを案分して調整します

※なお、国ポイントが同一の場合は、国庫補助金の申請額の低い事業を上位とし、国庫補助金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を上位とします。